

## 新型コロナウイルス感染症にかかるJICA沖縄主催イベント等実施ガイドライン

### 1. 目的・範囲

このガイドラインは、JICA 沖縄が主催(共催も含む)する会議、セミナー、講演会等（以下、「イベント」という。）を新型コロナウイルス感染症を踏まえて実施するにあたり、参加者に対して感染予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の徹底により一人一人が対策を行うことを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

策定にあたり、沖縄県が公表した「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（2021年10月28日）（以下、「県イベントガイドライン」という。）を参考にしている。

### 2. 適用期間

2022年1月9日から当面の間とする。

※日本政府や沖縄県の方針等を踏まえ、隨時見直す。

### 3. 開催規模

収容員数は半分までを目安とする。但し、実際の開催にあたっては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断する。

- ※1：収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔を空けることとする（正面はできれば2m、最低1m。後ろと左右は1m）。
- ※2：「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。
- ※3：上記分類は例示であり、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

### 4. 感染対策

#### （1）事前実施事項

- 1) 開催場所が、JICA沖縄の場合は『新型コロナウイルス感染症にかかるJICA沖縄施設利用ガイドライン』を遵守する。JICA沖縄以外となる場合は、沖縄県『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』等を遵守している施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避ける。
- 2) 会場のレイアウト、定員数の設定などを行うほか、入退場に時間差を設けるな

ど動線を工夫する。

3) スタッフ・参加者には、以下の点等を事前に周知する。

ア) 体調不良や以下の①～④に当てはまる場合は参加を控えること

① 発熱の症状がある方(体温37.5度以上)

② 風邪の症状のある方

③ 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方

④ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方

イ) 外出自粛要請等が発令されている地域からの参加は慎重に検討すること

ウ) 参加前の自宅での検温の奨励と参加時の検温

エ) マスク着用、消毒手洗い

オ) 身体的距離を確保した上での行動

カ) 氏名・連絡先(電話番号、メールアドレス)の収集。参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力、濃厚接触者となった場合における接触してから14日間を目安にした自宅待機への協力

キ) 接触確認アプリ活用・ワクチン接種・PCR検査での陰性確認の奨励

(2) 開催時実施事項

1) スタッフ・参加者の氏名・連絡先(電話番号、メールアドレス)を収集する。その際、「収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない」旨を明記する。また、参加者のリストは、JICAの関係規程等に基づき管理する。

2) 発熱等の体調不良者の入場を制限する。

3) 入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する(建物入口、会場入口等にアルコール消毒液のボトルを設置する等)。アルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを行える環境を整備できない場合(特にJICA沖縄以外を開催場所とする場合)には、イベント等を実施しない。

4) 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。

5) 大声を出さない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)、大声を出す場合は十分な人ととの間隔(1m)を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定などを行うほか、入退場に時間差を設ける、入退場口を分けるなど人が密集しないよう工夫する。

6) 出演者の発声等を伴うイベントにあっては、客席と出演者との間に十分な距離(舞台から観客の間隔を2m確保)をとること。

7) 大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。

8) 身体的距離を確保した上での行動を周知する。

- 9) 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。
- 10)飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、の条件を全て満たす場合に限り、飲食は可能)。JICA沖縄で実施する場合は、JICA沖縄の食堂によるケータリングを利用し、個別の弁当形式(使い捨て容器)とする。ビュッフェ形式の提供は当面行わない(食堂に関する感染予防対策ガイドラインに即した対応)。
- 11) 喫煙所は、感染防止の観点から、会場及びその周辺は禁煙とし、喫煙スペースを限定する。
- 12) ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いる。
- 13) 接触確認アプリ活用を奨励する。

- (3)感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
  - 1)参加者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
  - 2)参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから14日間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

#### (4) スタッフの衛生知識の向上

JICA沖縄は、国や県等公的機関が公表している情報等を参考とし、JICA沖縄のスタッフ(建物管理業務等の委託先を含む)に対する新型コロナウイルスの感染対策の知識の向上に努める。

### 5. イベント等の開催の中止等の検討

本ガイドライン等に基づく感染症対策を十分に講じることができない場合は、イベント等の緊急性、必要性等を踏まえ、中止、延期、規模縮小等についても検討する。

以上